六　埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、同法第十六条第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

七　（略）

八　譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

九～十七　（略）

（汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請）

第十五条　（略）

2　（略）

一～四　（略）

五　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ　（略）

ホ　汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

ヘ～リ　（略）

（汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請）

第十六条　（略）

2　（略）

一～五　（略）

六　埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し

七　（略）

八　申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

九～十四　（略）

（汚染土壌処理業の許可証の交付等）

第十七条　都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七条の二から第二十七条の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証（次項から第四項までにおいて単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2～4　（略）

六　埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、同法第十六条第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

七　（略）

八　譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

九～十七　（略）

（汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請）

第十五条　（略）

2　（略）

一～四　（略）

五　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ　（略）

ホ　汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ヘ～リ　（略）

（汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請）

第十六条　（略）

2　（略）

一～五　（略）

六　埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し

七　（略）

八　申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

九～十四　（略）

（汚染土壌処理業の許可証の交付等）

第十七条　都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七条の二から第二十七条の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2～4　（略）